

NO.226



発行責任者 窪田 雅 樹

印 刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横 浜 南 支 部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

令和5年度全国労働衛生週間 横浜南地区推進大会を開催



窪田支部長



齊藤署長



高橋課長



赤前幸隆様



松平 浩様

令和5年度全国労働衛生週間が例年どおり9月中を準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国的に展開されます。この全国労働衛生週間を一層有効的なものにするため9月5日に磯子公会堂において神奈川労務安全衛生協会横浜南支部を含む災害防止11団体主催により「横浜南地区推進大会」を開催し約240名の参加を得ました。大会は新型コロナウイルス感染症予防対策前の規模での開催となりました。

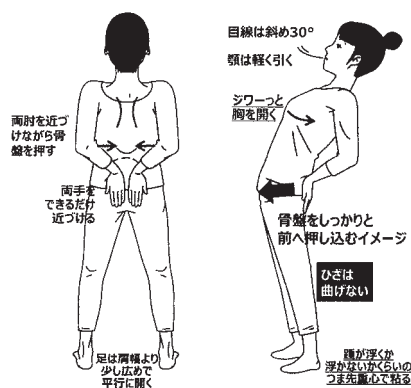
大会は、(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部支部長代理 上山宣行様による開会のことばに引き続き、主催者を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部支部長の窪田雅樹様が挨拶を行い、次に、ご来賓である横浜南労働基準監督署署長の齊藤裕紀様より挨拶いただきました。横浜南労働基準監督署安全衛生課長 高橋明裕様が今年のスローガンである『目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場』とする実施要綱を説明され、労働衛生意識の高揚及び自主的な労働衛生活動の一層の促進をお願いいたします」と述べられました。

神奈川産業保健総合支援センター副所長 赤前幸隆様からは、当センターが主催する労働衛生週間特別セミナーの紹介がありました。講師はメディアに出演の大学教授や医師などがご担当されます。

特別講演では、TMBC院長、元東大病院22世紀医療センター特任教授でご活躍されている松平浩様より「新たな視点にたった働く人の腰痛・転倒予防対策」と題し講演がありました。

腰痛は腰に借金がたまった状態であり、蓄積された腰の負担を「腰痛借金」といいます。その借金を返済すれば、痛みリスクは軽減または解消されます。腰の負担を軽減、解消させるための健康推進プログラム

として「これだけ体操」が紹介され、会場の出席者も体験されました。



これだけ体操のポイントは①～③で、姿勢は図の通りです。

- ①足は肩幅より少し広めで平行に開く
 - ②両手をできるだけ近づけ骨盤をしっかりと前へ押し込むイメージ
 - ③骨盤をしっかりと押し込んだまま3秒キープしてゆっくり元に戻す
- また、腰痛借金返済の「これだけ体操」ステップは次の3つです。
- ステップ1：朝の始業時に毎日みんなで実施（朝の借金）
- ステップ2：各自、昼休憩時に実施（昼の借金）
- ステップ3：作業に応じて、その都度、腰痛借金をチャラにする！

講師が話されました「腰痛は 動いて治せが 新常識」の腰痛川柳もとても印象に残りました。



壇上



会場

安全部会

第1回KYTリーダー養成講習

開催日：2023年6月14日(水)
場 所：万博橋会議センター

受講者：22名

本講習会はKYTリーダー養成を目的としたもので、年2回開催しております。

KYTリーダー養成講習会は、労働災害を減らす手法としてのKYTは大きな効果が期待され、高い評価を得ています。更にはリスクアセスメント業務にも有効に活用される手法でもあります。このKYTは日々の作業前において、潜む危険要因とそれが引き起こす現象に対し、全員で対策と行動目標を取り決め、最後に指差呼称して安全意識を高める訓練になりますが、この指揮者としての力量を高めるため受講いただきました。

講習内容は、5～6名のグループに分かれ「グループ内での自己紹介、役割分担決定」から始まり、「KYT基礎4R」や活用技法についてのビデオ講義や、それぞれの課題をグループ全員で討議し、結果を発表する形式で行われました。

受講者は、積極的にグループ作業を実践し、メンバーとのコミュニケーションを大切にしながら、KYT活動についての理解を深め、中盤からは活発な意見が飛び交い、具体的な実践の手法を学び気づこうとする感性を習得していました。

また、各グループ討議では自分の職場での作業における危険な

状況を説明し情報共有し安全に関する課題についてメンバー間で意見交換する場面もあり、他企業の実情を知ることが出来たことから良かったとの評価を頂いております。

今年度は「第14次労働災害防止計画」の初年度であり、労働災害を減らす重点目標に対し更なる削減対応が求められています。各企業におかれても真摯に安全活動は行われているとは存じますが、災害を減らす手法としてのKYT講習が一助となり、受講された方々が、この経験を各職場に水平展開されKYTリーダーとなって活躍される事を期待しています。



労働衛生部会

衛生推進者・安全衛生推進者育成講習

開催日：2023年6月21日(水)・22日(木)

受講者：19名（衛生推進者 4名、安全衛生推進者 15名）
場 所：万国橋会議センター

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められており、安全衛生管理を推進していくためのキーマンとしての役割が求められています。

法令遵守が重要視されている現在、安全衛生推進者（衛生推進者）の役割は非常に重要になっています。今回の講習会では衛生推進者4名、安全衛生推進者15名の合計19名の方が受講しました。講習会では、安全管理についての具体的なポイントの説明や、関連法令では法規制に至った経緯を過去の災害事例を絡めて説明されるなど、講習会で定められている「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の維持推進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の各項目について具体例や経緯を交えながら分かりやすく

説明がされ、理解度テストもあり、受講者の方々も熱心に受講されていました。

受講者の方々が当講習会で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生（健康）水準の向上が一層図られることを期待します。

当講習会はその養成を目的に、今年度3回の衛生推進者・安全衛生推進者育成講習を予定しています。今年度から講習料を引き上げさせて頂きましたが、会員の皆様には会員サービスとしてテキスト代を割引させて頂いておりますので多くの方の受講をお待ちしています。



運営部会

安全衛生委員講習会

開催日：2023年6月27日(火)
場 所：万国橋会議センター

受講者：12名

コロナ禍が開け、本講習は4年ぶりの開催となります。今回は県内3支部（横浜西支部、藤沢支部、横浜南）で協賛し、参加希望者を募りました。この講習は、新たに安全衛生委員になる方々のみならず、ベテランの安全衛生委員にも聞きごたえのある講義でした。

安全衛生委員会は、長い年月流れにまかせていると形骸化することや、趣旨が異なってしまうことがあります。講習会では事業場の抱える悩みと、その打開策が示されていました。例えば、期首の安全衛生委員会には経営トップである社長が出席し『一年間しっかりと安全を確保し、災害を未然に防止してほしい。』などの激励をしてもらうのも、委員会の権威向上につながります。また、委員長は事業場を統括する方が務めるため、組織の長として安全意識を提示することで、事業場全体の安全に対する意識が高まります。次に、安全衛生委員会での審議・決定事項が従業員の「隅々」まで伝わるのが重要です。作業現場に必ずある「実

在危険」をどう回避し、災害とならないためにどうするかを共有させることが災害防止の重要なポイントです。

その一環として、リスクアセスメントの実習も取り入れられており、受講者はそれぞれの視点で危険を抽出し対策を立案し、結果をチームで共有して発表していました。

受講生の方々ははじめ関係各位におかれましては、仕事を生じていく中で、災害・疾病を発生させないための委員会として、誰かに任せるのではなく、すべての階層で安全意識を高めることができるよう、安全衛生委員会を維持・活用頂く事を期待しております。



運 営 部 会

危険体験研修

全国安全週間の期間中の7月5日(水)、日清オイリオグループ株式会社 横浜磯子事業場のご協力のもと「危険体験研修」を開催しました。午前の部と午後の部の2回に分けて、定員を各10名に受講者を設定して開催することにより、受講者が様々な機器の危険性を体験しながら、講師からきめ細かく指導を受けることができました。

「危険体験研修」では当事業場で過去に発生した重篤な労働災害や発生頻度の高い労働災害について、様々な機器を用いてその発生状況を疑似体験することができます。

バルブに指を挟まれた災害やコンベアに巻き込まれた災害の危険性を疑似体験した後、講師が発生原因を検証しながら、その再発防止の対策を解説しました。また、割れたガラスの取り扱い、躓きや転倒の原因となる作業環境、脚立を使用した作業、腰痛の原因となる重量物の取り扱い、および製造工程で取り扱う薬品の危険性を体験することができました。

開催日：2023年7月5日(水)

受講者：18名（午前の部8名、午後の部10名）

場 所：日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場内 安全塾

安全で確実に作業するために、指差し呼称を欠かすことはできません。受講者が指差し呼称学習体感装置で指差し呼称の大切さを実感することができました。

受講者の皆様が、この研修で得た経験や知識を自社の安全衛生教育に生かし、不安全状態の解消と不安全行動の撲滅により、安全な職場づくりに貢献することを期待したいと思います。今後も、定期的に「危険体験研修」を開催しますので、多くの方々の参加をお待ちしています。



安 全 部 会

安全管理者選任時研修

労働安全衛生法第11条で事業者は政令で定める業種及び規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の内から、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めています。平成18年10月の法改正以降は、安全管理者選任時に厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務化されました。

本年度第2回目となる「安全管理者選任時研修」を7月12日・13日に開催致しました。非常に気温が高い中も受講者27名が参加されました。

研修では「安全管理の進め方」「安全教育の方法」「労働安全関係法令」「危険性又は有害性等の調査とその結果に基づき講ずる措置」「労働安全衛生マネジメントシステム」等について講義をおこなって頂きました。リスクアセスメントの実習においては、受講者の方々の活発な意見交換により、多様な対策案が

日 時：2023年7月12日(水)・13日(木) 受講者：27名

場 所：万国橋会議センター

提案されました。また、化学物質の自律的管理が求められることに伴い、第2章リスクアセスメントの講義においてクリエイティブ（リスクアセスメント手法）等の説明が加えられました。

「安全管理者」は職場の安全を確保する責務を担うと同時に、危険作業の停止措置や、危険箇所を立ち入り禁止とする重要な「権限」があります。受講者の皆さまが研修で得た知識と、この権限を有効に活用して職場の安全を確保し、労働災害撲滅を推進される事を期待いたします。



労働衛生部会

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育

7月19日(水)万国橋会議センターに於いて、「有機溶剤業務従事者労働衛生教育」を開催いたしました。講師は、毎回ご依頼しております「有機溶剤業務インストラクター」の山科泰之氏にお願いしまして、14名の参加を頂きました。今回の受講者は横浜南支部会員事業者からは3名、藤沢支部、川崎支部の会員事業者の方11名という内容での開催となりました。

有機溶剤業務では、使用する溶剤の種類に応じて事業主が有機溶剤作業主任者を選任し業務上の疾病等を防止管理することが労働安全衛生法で求められているところであります。また、作業主任者だけでなく実際の業務に携わる従事者にもその危険性や有害性に対する安全衛生教育をすることが望ましいとされており、当協会では特別教育に準ずるこの有機溶剤作業従事者教育を年1回実施しております。

今回の受講者の年齢層も20代の方が大半であり、今回初め

日 時：2023年7月19日(水) 受講者：14名

場 所：万国橋会議センター

て有機溶剤を取り扱う事業所での部署に就かれる方の受講が多いようで、真剣に聴講をされていました。また、講義後半には防塵防毒マスクの解説と着用方法の講義もあり、時間の関係もあり全員の方とは叶いませんでしたが、実際に着用していたら、今後の業務に役立つ体験も出来たものと思われそうです。

今後もより多くの受講者が参加いただけるよう工夫していきたいと考えます。



安全部会

KYT講習会



東京液化酸素(株)様の要請により、KYT講習を出張講習で開催しました。

シフト勤務の都合により「危険予知4ラウンド法」を中心に講習時間を3時間

に短縮して行いました。

KYT（危険予知訓練）は、労働災害を防止する重要な手法として期待されており、支部主催の定期開催においても多数の方が受講されています。

また、KYK（危険予知活動）は多くの現場で取り入れられ

開催日：2023年7月21日(金)・27日(木)

受講者：16名（合計）

場 所：東京液化酸素(株) 会議室

ており、現場の朝のコミュニケーションツールとしても一役を担っています。

講習内容は、大崎講師の講義のあとグループ討議になり、社内の顔見知りのお仲間同士の討議ですが、グループ討議の主旨に則り真摯に取り組まれて、様々な角度から危険要因の洗い出しがされていました。大崎講師からは、安全は「気づきの文化」、朝の皆さんの一言で、職場の仲間を労働災害から守ることにつながる危険予知活動の意義についてお話がありました。

今回受講された皆様は講習の内容を活かして労働災害防止に取り組まれることを願いたします。

運営部会

職長教育研修

本研修は労働安全衛生法第60条における法定講習の一つとして、事業者に対し新たな責任ある職務に就くこととなった職長、または労働者へ指揮・命令する監督者に対し、所定の安全衛生教育の実施が義務付けられており、この養成を目的に開催したものです。陽射しも強く、まだまだ暑さの厳しい中、多くの方に会場まで足をお運びいただき、受講していただきました。

当日は、職長の役割、職務をはじめ、設備改善、環境改善、作業方法の改善や手順の定め方、リスクアセスメントの実施方法や過去の労働災害事例の紹介など、様々な講義を聴講していただきました。講義内容を通じ、職場における安全衛生の取り組みの重要性と、作業者を労働災害から守り、安全に仕事を遂行するために、職長が身に付けなければならない多くの知識、能力について、受講者の皆さまご自身の職場における取り組みなども振り返りながら、改めて確認していただくことができました。

また、本研修では、職場や業務内容の異なる方々と、事例

開催日：2023年8月23日(水)・24日(木) 受講者：42名

場 所：万国橋会議センター

研究などのグループワークも行いました。受講者の皆さまが互いに異なる切り口から意見交換し、職長という立場・仕事を様々な角度から見直すとともに、その重要性を改めて認識していただく良い機会となったと存じます。

受講者の皆さまには、本研修で得ることのできた労働安全衛生をはじめとした職場管理・運営の知識を、それぞれの職場でご活用いただき、更なる職場の安全衛生水準の向上と、労働災害の無い安心・安全な職場づくりに尽力いただくことに加え、現場リーダーとして職場の指導・改善に益々邁進していただけますことを期待しております。



運営部会

製造業における職長能力向上教育

労働災害防止を推進するうえで、職長は職場における作業者を直接指導して監督する立場にあり、第一線で果たすべき役割は重要であることから、横浜南支部では職長教育を受講して5年以上経過した職長等の方々を対象とした能力向上教育を開催しています。また、労働災害防止のため、横浜南労働基準監督署から当該教育の受講が推奨されています。

労働災害防止及び労働者に対する指導または監督の方法を実践するため、生産現場における安全衛生管理のキーマンとして期待される「先取りの安全衛生管理」、「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、「部下の育成」の3つの役割について、より一層レベルアップさせて的確に果たすことができるようにするために不可欠な安全衛生教育を受講する機会となりました。さらには、関係法令に係る改正の動向を知る内容でした。最後には、現場作業「グラインダー作業」のビデオ映像に基づきリスクアセスメントの個人演習とグループ討議が行われ、安全衛生に重点を置き、リスクの要因分析および労働災害を防

開催日：2023年8月29日(火)

場 所：万国橋会議センター

受講者：35名

止するため、受講者が本質安全と応急措置を討議する有意義な機会となりました。

講師の熱意ある講義を視聴した受講者の皆様が、職場の安全衛生のキーマンとしての自覚を持ち、真剣な表情で楽しく教育に参加されていることが印象的でした。受講者の皆様が、講習会で得た安全衛生の知識を各職場の実務として活用し、安全衛生水準の向上と労働災害の無い安心安全な職場を目指し、ご活躍されることを期待するとともに、今後の講習会への多数の参加をお待ちしております。



運 営 部 会

化学物質管理者選任のための研修

日 時：2023年 8 月30日(休)
場 所：万国橋会議センター

受講者：47名

化学物質を取り扱う事業所を対象とした「化学物質管理者選任のための研修」が開催されました。背景として近年、有機則や特化則などで既に規制されている既存の規制物質以外の物質による災害が増加していることがあります。その解決に向け安全衛生規則が改定され、化学物質の自律的な管理が進められています。その一環として、令和6年4月から、業種・事業所規模に関わらず有害性の懸念があるリスクアセスメントが必要な物質を製造または取扱う事業者は「化学物質管理者」の選任が義務となりました。来年4月からの義務化という事で、対応が急務となる中、横浜南支部のみならず各支部においても複数回に及ぶ研修が開催されております。

講習内容は、法改正の背景、有害性の理解から、SDSの理解、有害性表示、リスクの評価、リスク低減策の立案、リスクアセスメント実施結果の周知・保管など多岐にわたります。これらはすなわち「化学物質管理者の職務」であり負担は少なくないものです。更に保護具を着用する必要がある場合は、事業者が選任した「保護具着用責任者」との連携も必要です。

リスクの評価と対策には、リスクアセスメントの実施がスタートとなりますが、そのためのツールとして、現時点でCREATE-SIMPLE（クリエイティブシンプル）が推奨されています。これは厚労省のHPよりツールをダウンロードして使用するものです。

受講者は化学物質の取扱いにかかわる経験者が多かったようで講義を理解していたように見受けました。化学物質管理を未経験の方が化学物質管理者の職務を全うするとなれば、この講習を受講し、講習内容を活かしさらに多くの知見を得ることが必要かと思えます。既に任務に就かれている有機則、特化則等の作業主任者、衛生管理者等との連携も一考の余地があるかと思うところです。

これを機に各事業所におかれましては、リスクレベルに応じた適切な化学物質管理が進められることを期待しております。



安 全 部 会

荷役災害防止研修会開催！

日 時：2023年 9 月 7 日(休)
場 所：横浜第2合同庁舎

受講者：22名

9月7日(休)14時から横浜第2合同庁舎において、横浜南労働基準監督署及び荷主等連絡協議会の共催により、横浜南地域の事業所を対象に荷役災害防止研修会が昨年に続き開催されました。

荷役作業中の労働災害は、転落・墜落、転倒、動作の反動・無理な動作、挟まれ等を事故原因として近年増加傾向にあります。また、発生の状況として、トラック荷台からの転落やロールボックス（カゴ台車）移動中の事故、運搬機械による挟まれ事故等があげられ、荷役作業での労働災害の約1/3が荷主先で発生し、被災者の80%が運転手となっています。横浜南地域では平成29年に陸運事業者及び荷主における連絡協議会（荷主等連絡協議会）を発足し、自主点検や荷役災害防止担当者講習等を実施し、荷役災害防止の取り組みを行ってきました。

今般の荷役災害防止研修会では、横浜南労働基準監督署

齊藤署長のご挨拶で、労働災害防止に向けて陸運事業者と荷主の同一の認識が求められ、荷役災害防止は監督署の取組の重点項目としていること、高橋安全衛生課長から労働災害発生状況、及び荷役作業の安全対策ガイドラインの説明、及び石井第四方面監督官から自動車運転者の改善基準告示について説明がありました。

今年度は第14次労働災害防止計画の初年度にあたり、陸上貨物運送業を労働災害防止の重点業種とされていましたが、荷役災害については陸運事業者の取り組みだけでなく、荷主に該当する事業者の皆様にも災害の発生状況等を把握のうえ、荷役災害防止に向けた作業管理が重要です。ついては、荷役作業の発注者で荷主に該当する各事業場の皆様へ、現状をご理解いただき、荷役作業に際しての労働災害防止にご協力をお願いいたします。

(公財)神奈川県予防医学協会 事業のご案内

昭和30(1955)年の創立以来、神奈川県民の健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的に、時代のニーズに的確にお応えすべく、母子保健・学校保健・地域保健・産業保健・環境保健等の広範な領域にわたる予防医学活動を展開しています。

人間ドックやがん検診など各種健康診断をはじめ、産業保健分野では一般健診・特殊健診から作業環境測定まで、労働衛生機関として、幅広く働く人の健康支援をおこなっています。

お客様と協働した情報共有

当協会では法人顧客向けの無料セミナーを年間4回実施しております。「かながわ健康支援セミナー」と名づけたセミナーは、現在、オンライン形式で行っており、各回100名ほどの参加者がいらっしゃいます。運営にあたっては、企画委員会を組織し、お客様（健康管理ご担当者）から4名の方に参画いただき、お客様が求めるテーマや講師などのご意見をもとに年間プログラムを設定しております。

これまでのテーマは、改正労働安全衛生法、メンタルヘルス対策、生活習慣病対策、健康づくり、行動変容（ナッジ理論他）、禁煙対策、睡眠問題など幅広い分野にわたっています。

健康管理、健康支援をご担当されている方々にとってのノウハウの取得や情報収集の場として、ご活用いただいております。ご興味ございましたら、是非、以下までお問い合わせください。

お問合せ先 TEL 045-641-8522 業務部 業務企画課
email information@yobouigaku-kanagawa.or.jp



「かながわ健康支援セミナー」のレポートをご覧ください

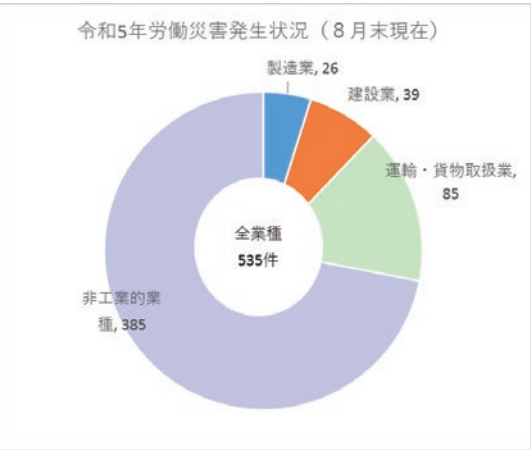
監督署だより

	令和 5 年 業種別労働災害発生状況（令和 5 年 8 月末現在） 横浜南労働基準監督署	
--	---	--

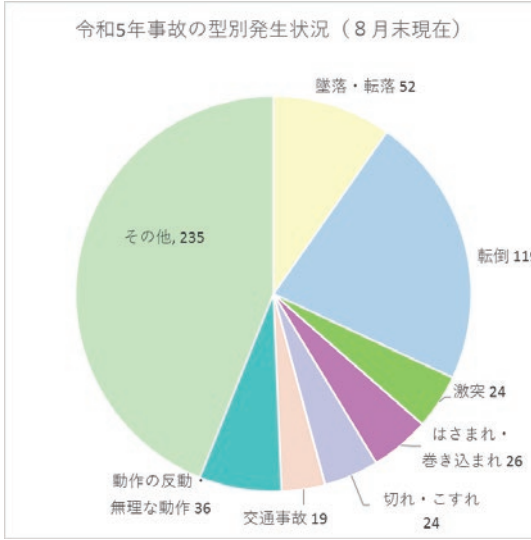
令和 5 年 8 月末現在、横浜南労働基準監督署管内における労働災害発生状況（死亡および休業 4 日以上）による死傷者数は、535 人（前年同期 604 人）で前年に比べて 69 人減少（－11%）しています。

また、事故の型別では、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛を含む）といった行動災害が多く発生しています。

業種区分		令和5年8月末		前年同期		増減	
		死亡者数	死傷者数計	死亡者数	死傷者数計	件数	増減率
製 造 業	食料品製造		12		17	-5	-29%
	繊維工業						
	衣服その他の繊維製品						
	木材・木製品						
	家具・装備品						
	パルプ・紙・紙加工品						
	印刷・製本						
	化学工業		2		1	1	100%
	窯業土石製品						
	鉄鋼業						
	非鉄金属				1	-1	-
	金属製品		6		4	1	25%
	一般機械器具		3		2	2	50%
	電気機械器具				5	-5	-
	輸送機械製造		2		7	-5	-71%
建 設 業	電気・ガス・水道業						
	その他の製造業		2		12	-10	-83%
	小 計		26		49	-23	-47%
	土木工事業		7		5	2	40%
	建築工事業（木建を除く）		19		20	-1	-5%
運 輸 ・ 貨 物 取 扱 業	木造家屋建築工事業		1		6	-1	-
	その他の建設業		8		5	3	60%
	小 計		39		36	3	8%
	鉄道・軌道・水運・航空業		2		1	1	-
	道路旅客運送業		18		19	-1	-5%
非 工 業 的 業 種	道路貨物運送業		40		50	-10	-20%
	その他の運輸交通業		1			1	
	陸上貨物取扱業		9		8	1	13%
	港湾運送業		16		11	4	-
	小 計		85		89	-4	-4%
	農林・畜産・水産業		2		3	-1	-
	商業（新聞販売業除く）		67		55	12	22%
	新聞販売業		9		9	0	0%
	金融・広告業		3		1	2	200%
	通信業		4			4	-
合 計	教育・研究業		6		8	-2	-25%
	保健衛生業		195		243	-48	-20%
	接客娯楽業		39		33	3	18%
	清掃と畜業（ビルメンを除く）		9		18	-9	-53%
	ビルメンテナンス業		26		29	-4	-17%
	その他の事業		26		31	-5	-16%
	小 計		385		430	-45	-10%
合 計		1	535	4	604	-69	-11%



業種別では、非工業的業種いわゆる第 3 次産業が多く発生しています。



事故の型別では、記載のない事故の型をその他に含まれています。また、コロナウイルス感染症もその他に含まれています。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

①

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車（以下「貨物自動車」といいます）の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

②

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行う必要があります。

③

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

リーフレットの内容について
はこちらの QR コードから



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事務局だより

新規会員の募集

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に向けて、当協会加入の促進活動を展開しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、横浜南支部事務局までご紹介ください。



令和5年度神奈川労務安全衛生大会のご案内

- ・日 時：2023年11月17日(金) 14時～16時45分
- ・会 場：横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階日輪Ⅱ・Ⅲ
JR横浜駅西口より徒歩1分
- ・参 加 費：無料
- ・申 込：本部ホームページ「神奈川労務安全衛生大会」をご利用ください。
- ・特別講演：「人工知能 ビジネス応用への視点」
講師 荻野 明人氏（株式会社エースアイスクエア 取締役）

神奈川県出張試験

- ・試験日：2023年12月10日(日)
- ・会 場：パシフィコ横浜ノース

試験の種類：第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、二級ボイラー技士
移動式クレーン運転士、クレーン・デリック運転士

受験申請書：本部に用意していますのでご利用ください。

化学物質管理者研修のご案内について

労働安全衛生法関係省令の改正により、事業所による化学物質管理が「法令準拠型」から「自律的な管理」へ転換が求められることになり、事業所の業種・規模に関わらず化学物質管理者の選任が必要になります。横浜南支部では「取扱う事業所」を対象に研修会を開催します。当研修は注目度が高く8月30日は47名の多くの方が受講されました。

次回は11月10日(金)に開催します。多数の方の受講、お待ちしております。

出張講習について

会員事業所様に向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。
受講者の人数がまとまるのが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら
支部事務局までお問い合わせください。

横浜南支部 TEL: 045-651-4701

テールゲートリフター特別教育の義務化について

労働安全衛生規則が改正され、貨物自動車の昇降設備の設置義務の対象が最大積載量5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満が追加されました。また、テールゲートリフターの操作者に対し「特別教育」が義務付けられました。横浜南支部は、「テールゲートリフター特別教育」の出張講習を承りますので出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。

横浜南支部行事予定 (10月～1月分)

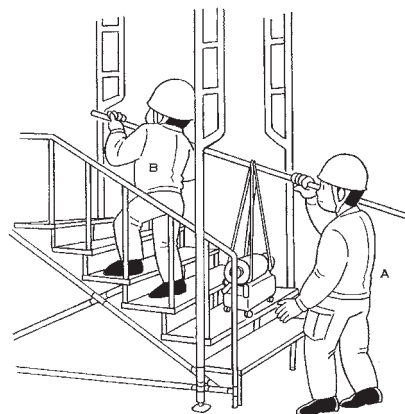
行事内容	会 場	実 施 日
リスクアセスメント研修会	万国橋会議センター	10月17日
粉じん作業特別教育	万国橋会議センター	10月18日
職 長 教 育 講 習	万国橋会議センター	10月25日26日
労 務 管 理 研 修 会	万国橋会議センター	10月31日
衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会	万国橋会議センター	11月8日9日
化学物質管理者研修	万国橋会議センター	11月10日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	11月15日16日
神 奈 川 大 会	横浜ベイシェラトン	11月17日
KYTリーダー養成講習会	万国橋会議センター	11月21日
安全管理者能力向上教育	万国橋会議センター	12月12日
新 年 安 全 衛 生 祈 願	伊勢山皇大神宮	1月11日
職 長 教 育 講 習	万国橋会議センター	1月23日24日
職 長 能 力 向 上 教 育	万国橋会議センター	1月30日

クイズ どんな危険？

-- 電動工具運搬 --

狀況：

あなた (A) は、B 君と 2 人で階上へ電動工具 (コンプレッサー・60kg) を運搬している。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より)
(KYT-13)

1. 工具が重すぎて階段で力が入り抱え棒が折れて、工具が軸がり足に当たる。
2. 工具の重みでトラロープが切れて、工具が軸がり足に当たる。
3. 階段で工具の重みで足が上がりきれず踏板につまづいて転ぶ。
4. 吊りロープが長いので、工具が揺れて踏板に当たり、その反動で転ぶ。
5. 階段で抱え棒の傾斜が大きくなりロープがずれて片寄り身体に当たる。

編集後記

私は過去に何回もギックリ腰を体験しています。最初は約18年前に子供を抱っこしようとして子供が暴れた時でした。その後、洗濯籠を床に下ろそうとした時、縁側でごみ分別をしていた時、洋服箆笥の上にある洋服箱を下ろそうとした時、職場でティッシュを一般ごみ箱に捨てようとした時などです。

再発防止のため、職場では腰痛ベルトを着用していましたが、今日からは腰痛ベルトを止めて特別講演で紹介された「これだけ体操」をしようと思います。ご安全に。（MK）